

ストック・オプションの 新会計基準公表

制度調査部
吉井 一洋

新基準・適用指針の概略

【要約】

2005年12月27日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、ストック・オプションに関する会計基準と、適用指針を公表した。

新会計基準・適用指針では、ストック・オプションについて、費用計上を義務付けると共に、費用の配分期間、公正価値の算定方法、注記などについても定めている。

新会計基準・適用指針は、会社法施行日（2006年5月の予定）以後に付与されたストック・オプションに対して適用される。

目次

. ストック・オプションとは	2 ページ
. 現在の会計処理	3 ページ
. 費用計上は世界的な流れ	3 ページ
. わが国での検討の経緯	4 ページ
. 会計基準・適用指針の内容	4 ページ
1. 基本的な考え方	4 ページ
2. 付与日の価値とは？	5 ページ
3. 公正価値（単価）の算定方法	5 ページ
4. 会計処理例	6 ページ
5. 税務上の取扱い	12 ページ
6. 開示	12 ページ
7. 適用対象外の取引	12 ページ
8. 適用開始時期と影響	13 ページ

・ストック・オプションとは

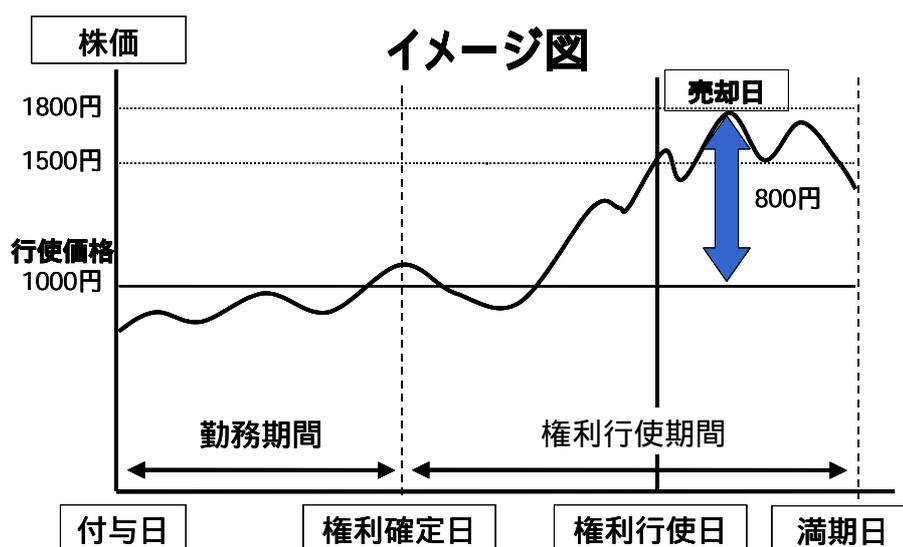
そもそも、ストック・オプションとは何かについて、概要を整理すると下記のとおりになる。

ストック・オプションは、現行商法上は報酬には当たらないと解されているが、実際は報酬として活用されており、役職員等のやる気を引き出すために付与されるものと解されている。

将来、時価よりも有利な価格で株式を取得できる権利を無償で付与するため、新株予約権の有利発行に該当し、付与に当たっては株主総会の特別決議が必要となる。

ストック・オプションの概要

「新株予約権」を役職員等に無償で付与
 労務の対価（インセンティブ報酬）
 「新株予約権」とは・予め定められた価格で将来株式を取得できる権利
 ・新株発行 OR 金庫株の処分に対応
 株主総会の特別決議が必要
 通常、譲渡に制限



例えば、行使価格 1,000 円のストック・オプションのイメージを示すと上の図のようになる。

株価が 1,500 円の時に権利行使すると、1,500 円の株式を 1,000 円で取得することができる。

その後 1,800 円になった時に売却すると、800 円 (= 1,800 円 - 1,000 円) の利益を得ることができる。

ストック・オプションには税制適格のものと、税制非適格のものがある。税制適格の場合は、権利行使時の株価と行使価格の差額 500 円は非課税で、取得株式を売却した時の差益 800 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。

一方、税制非適格の場合は、権利行使時に差額の 500 円が給与等として総合課税(給与の場合は源泉徴収有り)され、権利行使時の株価 1,500 円と売却時の株価 1,800 円との差額の 300 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。

	税制適格	税制非適格
付与日	非課税	非課税
権利行使時	非課税	課税（給与等） 500 円
取得株式の売却時	申告分離課税 800 円	申告分離課税 300 円

2006 年度の税制改正により、新会社法施行日（2006 年 5 月予定）以後に発行の決議がされるストック・オプションからは、付与した法人側で損金算入可能となる模様。

税制適格となるための要件の概略は下記のとおりである。

税制適格となるための主な要件

付与対象者	自社（または 50% 超子会社）の取締役または使用人
付与契約要件	株主総会決議～権利行使期間開始日 少なくとも 2 年間あける（待機期間） 年間権利行使価額が 1,200 万円以下 権利行使価額が契約締結時の時価以上 商法（会社法）上の決議事項に反しない 権利行使期間 株主総会の付与決議より 10 年以内 譲渡制限あり

2006 年度の税制改正により、新会社法施行日（2006 年 5 月予定）以降は、委員会等設置会社の執行役も対象に加わる。

. 現在の会計処理（企業側）

現行の会計処理では、ストック・オプションは、権利行使時に増資又は自己株式処分の会計処理を行うのみである。

報酬としての性格

権利行使により、既存株主の持分は希薄化

しかし、権利行使されるまでオフバランス

付与日：会計処理無し

権利行使時（新株発行の場合）

現金 × × × / 資本金・資本準備金 × × ×

権利行使期間満了時：会計処理無し

. 費用計上は世界的な流れ

IASB、新基準を公表（2004 年 2 月）

- ・ 費用計上を義務付けた初の会計基準
- ・ EU 諸国は 2005 年から費用計上開始

米国の FASB、改正基準を公表 (2004 年 12 月)

- ・ 会計不信、経営者の多額の報酬への批判
- ・ IASB 同様、費用計上義務化へ

IASB (国際会計基準審議会) や米国の FASB (財務会計基準審議会) は、ストック・オプションの費用計上を義務付ける会計基準を公表済みである。

わが国での検討の経緯

ストック・オプションの会計基準に関しては、わが国では ASBJ (企業会計基準委員会) が 2002 年 5 月に、ストック・オプション等専門委員会を設置して検討を開始した。2002 年 12 月には論点整理、2004 年 12 月に会計基準案を公表した。

その後の検討で「新株予約権」の貸借対照表上の計上箇所について修正が行われたため、2005 年 10 月に再度会計基準案を公表した。会計処理等の細部を定める適用指針の公開草案も同時に公表した。

ASBJ は、2005 年 10 月の会計基準案・適用指針案のコメントを 11 月 21 日まで集めて検討して若干の修正を行い、12 月 20 日の本委員会で議決し、27 日に公表した。

- ・ 02 年 5 月 ASBJ で検討開始 (専門委員会を設置)
- ・ 02 年 12 月 「論点の整理」を公表
- ・ 04 年 12 月 「会計基準(案)」を公表
- ・ 05 年 10 月 修正「会計基準(案)」、「適用指針(案)」を公表
- ・ 12 月 20 日 新会計基準・適用指針を議決
- ・ 12 月 27 日 新会計基準・適用指針の公表
- ・ 06 年 5 月(予定) 適用開始

会計基準・適用指針の内容**1. 基本的な考え方**

新会計基準・適用指針では、ストック・オプションについて人件費等の費用計上を義務付けているが、その基本的な考え方は下記のとおりである。

付与対象者による「サービス(労務・役務)の提供」と「ストック・オプション」を等価で交換

等価交換なので「サービスの提供」の価値を「ストック・オプション」の付与日の価値で測定

ストック・オプションの付与日の価値を、「サービスの提供」期間に配分して費用計上

企業は、ストック・オプションの付与対象者からストック・オプションの反対給付としてサービス(労務・役務)の提供を受けると同時にこれを消費する。したがって、ストック・オプションの付与日の価値をサービス提供期間(対象勤務期間)にわたって費用計上することになる。

厳密に言えば、「付与日」の評価単価に「権利確定日」において最終的に権利が確定したストック・

オプションの数をかけた金額が費用計上額となる。「付与日」とは新会社法にいう「募集新株予約権の割当日（新会社法第 238 条第 1 項第 4 号）」をいう。「権利確定日」とはストック・オプションの条件が達成され「権利の確定した日」をいう。「権利確定日」が明らかでない場合は、権利行使期間の開始日の前日を指す。「サービス提供期間(対象勤務期間)」は、「付与日」から「権利確定日」までの期間を指す。

費用計上は、付与日から行うので、権利確定日までの間の会計期間では、権利確定見込数に基づき、その会計期間に対応する費用を計上する。最終的には「サービス提供期間(対象勤務期間)」に計上した費用の総額が付与日の評価単価に実際の権利確定数をかけた金額となるよう調整する。

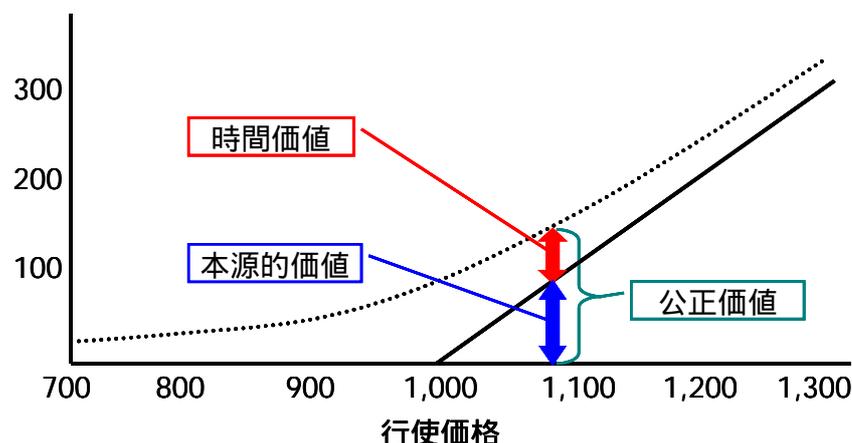
2. 付与日の価値とは？

上場企業は 付与日の「公正価値」= 本源的価値 + 時間価値

未公開企業は

- ・ 付与日の「本源的価値」= 株価 - 権利行使価格も可能（通常は 0） 実質的に費用計上不要
- ・ 各期末（権利行使されたストック・オプションは権利行使日）の本源的価値の合計額を注記

本源的価値と時間価値の関係



付与日の価値とは、付与日のストック・オプションの公正価値（即ち時価）を指す。

ただし、未公開企業は付与日の本源的価値によることも認められている。

本源的価値とは株価とストック・オプションの行使価格の差額であり、オプションの保有者がすぐに権利行使した場合に得られる利益を意味する。公正価値は、この本源的価値にストック・オプションを持ち続けることによって得られる期待利益を示す時間価値を加えたものである。

通常、ストック・オプションを付与する際には、付与日の時価を下回らない水準で行使価格を決定する。即ち、付与日の本源的価値は通常 0 である。したがって、未公開企業の場合は、実質的には費用計上されないことになる。その代わりに、権利行使により付与対象者が獲得した利益と各期末時点の株価で権利行使した場合に獲得できる利益の合計額を開示することとしている。

3. 公正価値（単価）の算定方法

算定モデル

- (1) 離散時間型モデル（二項モデル等）
- (2) 連続時間型モデル（ブラック・ショールズ等）

ストック・オプションの場合、(1)の方が正確
 米国基準、IFRS（国際会計基準）は、(1)を重視
 新会計基準・適用指針はどちらかといえば(2)をベース

公正価値（単価）の算定モデルには上記の(1)、(2)がある。

(1)は将来の株価変動が、一定間隔の時点において一定の確率に基づいて生じると仮定する方法、
 (2)は、将来の株価変動が、一定の確率分布に応じて常時連続的に生じると仮定する方法をいう。

ストック・オプションは、権利行使期間中はいつでも権利行使できるアメリカン・タイプが中心である。アメリカン・タイプに適した算定方法は(1)の方法である。(1)の方法であれば、複雑な条件設定にも対応できる。したがって、ストック・オプションの場合は、(1)の方が正確な公正価値を算出できる。米国基準でも国際会計基準でも、(1)の方法を重視している。

しかし、ASBJが今回公表した会計基準・適用指針は、(1)、(2)いずれの方法によることも認めてはいるものの、ベースとなっているのは(2)の方法であり、算定する公正価値（時価）の精度の面で、海外と同等の水準を維持できない可能性がある。

さらに、ストック・オプションに付された条件の取扱いについても、米国基準・IFRSとは異なる。例えば、一定の株価を達成した場合に権利が確定するストック・オプションの場合、米国基準やIFRSは、このような「株価条件」を織り込んで、付与日の評価単価を算定する。しかし、ASBJが今回公表した会計基準・適用指針では、付与日の評価単価を算定する際には「株価条件」は織り込まないこととしている。したがって、欧米で使われている評価算定モデルをそのままわが国で用いることはできない。

4. 会計処理例

算定した公正価値を、実際にどのようにして費用計上するかについて、下記的前提に基づいて解説する。

(1)前提

X年6月の株主総会で付与決議

付与日はX年7月1日

権利行使価格 1,000円、付与対象者 100人、1人あたりに与えられる株数 100株（付与数 100個）

付与日の公正価値（単価） 120円

勤務期間（サービス提供期間）

X年7月1日～X2年6月30日（24ヶ月）

権利行使期間 X2年7月1日～X4年6月30日

(2)費用処理

前提に従うと、配分すべき公正価値は、120円×100個/人×100人=120万円である。

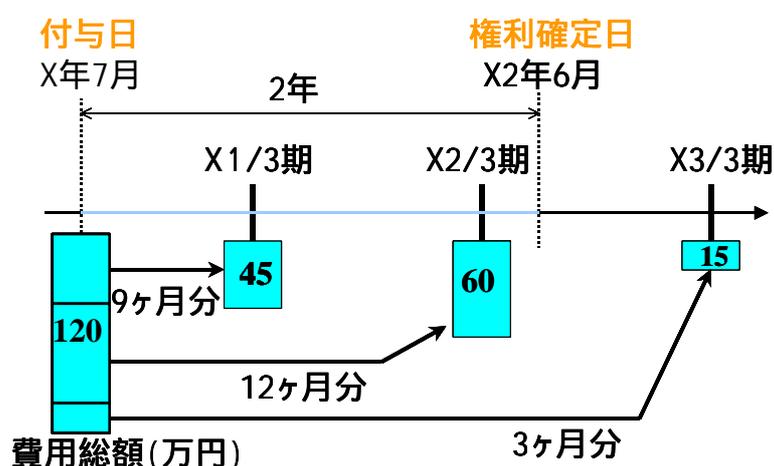
これを、サービス提供期間（勤務期間）にわたって配分し費用計上していく。

前提の場合、サービス提供期間(勤務期間)は、X年7月1日～X2年6月30日（24ヶ月）であり、このうち、X1年3月期には9ヶ月、X2年3月期には12ヶ月、X3年3月期には3ヶ月の期間が含まれている。この期間に応じて120万円の費用総額を次のページのイメージ図のように期間配分していく。その結果、各期の費用（株式報酬費用）計上額はのとおりになる。

費用を計上すると共に、「新株予約権」を貸方に計上する。「新株予約権」は、貸借対照表の純資産の部に計上される。

ここでは、付与対象者の中に、サービス提供期間（勤務期間）中に退職する者がいない前提で会計処理例を示している。

イメージ



仕訳

「株式報酬費用」はP/L、「新株予約権」はB/S 純資産の部

X1年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 45 / (貸方) 新株予約権 45

X2年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 60 / (貸方) 新株予約権 60

X3年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 15 / (貸方) 新株予約権 15

費用処理後のB/S(連結)

新株予約権は、現行実務では、負債に計上されている。しかし、企業の債務ではないことから、2004年12月の公開草案では、資本でも負債でもない「中間区分」に表示することとしていた。

しかし、これに対しては「わかりにくい」等の批判が寄せられたため、ASBJでは貸借対照表表示検討専門委員会を設けて検討を行い、「新株予約権」を、「中間区分」ではなく、「純資産」の一項目として表示することとした。^{注1}

(注1)DIR制度調査部情報「確定版 資本が変わる！ ROEが変わる！」(2005.12.12 吉井一洋)参照

これにしたがって、費用処理による連結貸借対照表の純資産の部への影響を示すと、次ページの図のようになる。

費用が総額で 120 万円計上されるため、利益剰余金が 120 万円減少するが、新株予約権が 120 万円計上されるため、結局、純資産全体への影響額は 0 となる。

図 費用処理後の B/S (連結)

純資産	
株主資本	
資本金	
資本剰余金	
利益剰余金	120
自己株式	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ利益	
土地再評価差額金	
為替換算調整勘定	
新株予約権	120
少数株主持分	
合計	±0

権利確定日までの間の失効に伴う修正

新会計基準・適用指針では、付与日から権利確定日までの「サービス提供期間(対象勤務期間)」に計上する費用の総額は、以下の金額と一致させることとしている。

$$\text{費用総額} = \text{付与日の評価単価} \times \text{権利確定日において権利が確定したストック・オプション数}$$

例えば、サービス提供期間(対象勤務期間)中に退職した場合には権利行使ができないストック・オプションを想定する。このストック・オプションについて付与日時点で何人が退職者が見込まれる場合は、まず、退職見込者数を除外してストック・オプションの付与日の公正価値を算出する。その後、見積もりの変更や退職実績に応じて費用計上額を調整する(遡及修正はしない)。最終的には、サービス提供期間(対象勤務期間)中の費用総額が、下記の金額と一致するよう調整する。

$$\begin{aligned} \text{費用総額} &= (\text{当初予定した付与総数} - \text{実際の退職者} \times \text{当該退職者の当初予定した付与数}) \\ &\times \text{公正価値(単価)} \end{aligned}$$

前述した、の例で、当初の退職見込みを 5 人と見積もり、X2 年 3 月期末の退職見込みを 3 人に修正し、権利確定日までの実際の退職者数が結局 2 人だった場合、各期の費用計上額は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{X1 年 3 月期の費用計上額} &= 120 \times 100 \text{ 個/人} \times (100 \text{ 人} - 5 \text{ 人}) \times 9 \text{ 月} / 24 \text{ 月} \\ &= 427,500 \text{ 円} \\ \text{X2 年 3 月期の費用計上額} &= 120 \times 100 \text{ 個/人} \times (100 \text{ 人} - 3 \text{ 人}) \times (9 \text{ 月} + 12 \text{ 月}) / 24 \text{ 月} \\ &\quad - \text{X1 年 3 月期の費用計上額 } 427,500 \text{ 円} \\ &= 591,000 \text{ 円} \\ \text{X3 年 3 月期の費用計上額} &= 120 \text{ 円} \times 100 \text{ 個/人} \times (100 \text{ 人} - 2 \text{ 人}) \times 24 \text{ 月} / 24 \text{ 月} \\ &\quad - \text{X1 年 3 月期と X2 年 3 月期の費用計上額合計} \\ &= 1,176,000 \text{ 円} - (427,500 \text{ 円} + 591,000 \text{ 円}) \\ &= 157,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

「サービス提供期間(対象勤務期間)」中の費用計上額の合計は1,176,000円となる。これは付与日の評価単価120円に、権利確定したオプション数9,800個(=10,000個-2名×100個)をかけて金額である。

即ち、「サービス提供期間(対象勤務期間)」中に失効したストック・オプションについては、費用計上をしないことになる(上記の例では退職した2人分の費用は計上されていない)。

費用配分期間の考え方

ケース	配分期間
勤務条件を明示	付与日～権利確定日
権利行使期間開始日明示 + 自己都合退職後権利行使不可	付与日～権利行使期間開始日前日
会社都合退職後権利行使可能	付与日～退職日
業績条件	付与日～権利確定日として合理的に予想される日(初めて条件を達成し権利行使可能となった日の前日等)
株価条件	原則、付与日に全額計上
権利確定条件無し	付与日に全額計上
段階的に権利行使可能	原則、期間が異なるごとに 付与日～権利行使期間開始日前日

ストック・オプションは、権利が確定した後に権利行使が可能となる。権利が確定するための条件には様々なものがある。

例えば、勤務条件は明示されていないが、権利行使ができるようになる日(権利行使期間開始日)が明示されており、権利行使期間開始日より前に自己都合で退職した者はストック・オプションの権利行使が出来ないこととしているストック・オプションがある。このようなストック・オプションは、付与日から権利行使期間開始日の前日までの勤務を条件としているものと考えられる。したがって、当該期間にわたって費用を配分することになる。具体的に言えば、下記のケース1の場合は、付与日から待機期間末にかけて費用計上する。

- ケース1 ・ 税制適格とするため、株主総会決議日から2年の待機期間
 ・ 待機期間中に退職すると権利行使不可
 付与日から待機期間末にかけて費用計上

勤務条件(あるいは権利行使期間開始日)が明示されており、権利確定日以前(あるいは権利行使期間開始日前)に自己都合退職で退職した場合は権利行使できないが、会社都合で退職した場合は権利行使が妨げられないストック・オプションもある。このようなストック・オプションについて実際に会社都合による退職が生じた場合は、その退職日に権利が確定したことになる。したがって、定年退職等、会社都合による退職日を合理的に予測できる場合は、付与日からその合理的に予測された日(即ち定年退職日)までの期間に費用計上する。

役員就任時に付与され、その任期の長短にかかわらず、任期満了後に始めて権利行使が可能となるストック・オプションの場合は、他の条件からサービス提供期間(対象勤務期間)が明らかな場合を除き、「権利行使のために業務執行を最低限継続する必要のある、就任後の最初の任期」のサービスの提供と対価関係にあるものと推定される。即ち、下記のケース2の場合は、特に反証が無い

限りは、その役員の最初の任期に対応して費用計上することになる。

- ケース2 ・役員退職慰労金の代わりにストック・オプションを導入
 ・役員の地位喪失後に権利行使可能
 最初の任期中にかけて費用計上

業績条件については、付与日から権利確定日として合理的に予想される日まで期間配分することになる。例えば権利行使の可否が直前期に業績条件を達成しているかにかかっている場合などは、付与日から初めて業績条件を達成し権利行使可能となった日の前日までの期間に費用を配分する。

株価条件のみが付されている場合は、権利確定日の見積もりが困難なため、原則として付与日に全額費用計上する。ただし、権利確定日を合理的に見積もった場合^{注2}は、付与日から権利確定日までの間で期間配分することもできる。

(注2)二項モデル等の離散時間型モデルを用いれば見積もり可能である。

権利確定条件が無い場合は、付与日に全額費用計上する。

複数の権利確定条件が付されており、それらのいずれかを達成すれば、権利が確定するストック・オプションもある。このようなストック・オプションの場合は、複数の条件のうち最も早期に達成される条件について、その条件が満たされる日を権利確定日とする。複数の権利確定条件を全て達成しなければ権利が確定しないストック・オプションの場合は、達成に最も時間がかかる条件が満たされる日（即ち、全ての条件が満たされる日）を権利確定日とする。

ストック・オプションには、段階的に権利行使可能となるものがある。例えば、権利行使可能期間が3年間あって、最初の1年は3分の1まで、2年目は3分の2までしか権利行使できず、3年目によやくすべて権利行使できるといった条件の付されたストック・オプションをいう。このようなストック・オプションの場合は、原則として、権利行使可能となる期間が異なるごとに別のストック・オプションが付されたものとして費用計上することになる。

(3)権利行使・権利不行使による失効時の会計処理

(2)の 会計処理例で、権利が確定し権利行使可能期間が開始した後、例えば、10,000個の新株予約権のうち、半分は権利行使され、半分は権利行使されないまま、権利行使期間が満了した場合、会計処理は次のようになる。

権利行使時：新株予約権 5,000 個（= 100 個/人 × 50 人）について権利行使された場合（単位：万円）

・新株発行による場合

(借)	現金	500 ¹	(貸)	資本金・資本準備金	560
	新株予約権	60 ²			

1 500万円 = 1,000円 × 5,000個

2 60万円 = 120万円 × 5,000個 ÷ 10,000個

・自己株式の処分による場合（対応する自己株式の取得価額が300万円とする）

(借)	現金	500	(貸)	自己株式	300
	新株予約権	60		自己株式処分差益	260

貸借対照表上は、「その他資本剰余金」

権利失効時：権利行使期限（X4.6.30）が到来し、5,000個（＝100個/人×50人）が失効
（単位：万円）

（借） 新株予約権 60 （貸） 新株予約権戻入益（特別利益） 60

権利不行使による失効分については戻入益を、原則として特別利益に計上する。付与日から権利行使期限までのトータルで見ると、最終的にはストック・オプション10,000個のうち、権利行使された5,000個分の60万円だけが費用計上されることになる。

連結貸借対照表の純資産の部への影響（権利行使時に新株を発行した場合）を示すと下記のとおりになる。下記では権利行使時の資本金・資本準備金の増加額560万円のうち半分を資本金、半分を資本準備金（資本剰余金の一部）に計上したものとして表示している。

図 権利行使期間到来後のB/S（連結）

純資産	
株主資本	
資本金	280
資本剰余金	280
利益剰余金	60
自己株式	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ利益	
土地再評価差額金	
為替換算調整勘定	
新株予約権	0
少数株主持分	
合計	+ 500

権利失効により、ストック・オプションの費用計上の累計120万円のうち60万円を戻入益でカバーしたことになる。ストック・オプション付与前と比べると、利益剰余金は差し引き60万円減少したことになる。

資本金・資本剰余金の増加額合計560万円と利益剰余金の減少額60万円を合わせると、トータルで権利行使に伴う払込金額の500万円だけ純資産が増加したことになる。

(4)親会社が自社株式のストック・オプションを子会社の従業員等に付与する場合

親会社が自社の株式を対象とするストック・オプションを子会社の従業員等に付与した場合、連結財務諸表上は、当然に、費用計上することになる。

親会社の個別財務諸表上も費用計上する。

子会社の個別財務諸表上は、次のように会計処理する。

親会社が付与したストック・オプションが、子会社の報酬体系に組み入れられている場合等
ストック・オプションを費用計上する。

同時に、報酬の負担を免れた（即ち、親会社が代わりにストック・オプションを付与した）こと

による利益を特別利益として計上する。

親会社が付与したストック・オプションが、子会社の報酬として位置付けられていない場合
子会社の個別財務諸表上は会計処理は不要である。

5. 税務上の取扱い

2005年12月15日に公表された与党の平成18年度税制改正大綱によれば、ストック・オプションを付与した会社に、役職員等による役務提供に係る費用の額の損金算入を認めることとしている。

ただし、新会計基準・適用指針とは異なり、税制上損金算入が認められるのは、税制非適格ストック・オプションに限定されている。損金に算入する時期も、ストック・オプションの付与を受けた役職員が権利行使を行った日の属する事業年度とされている。

損金算入額については大綱では明示されていない。しかし、損金算入が税制非適格ストック・オプションに限定されていることや、損金算入時期が権利行使日の属する事業年度とされていることから、権利行使益(=権利行使時の株式の時価-権利行使価格)を想定しているものと思われる。(2ページの例で言えば、権利行使時の株価1,500円と権利行使価格1,000円との差額の500円部分)

損金算入は、会社法施行日以後に発行の決議がされる新株予約権について適用される。

6. 開示

- (1) 新会計基準適用による財務諸表への影響額
- (2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模及び変動状況
- (3) 公正価値(単価)の見積方法
- (4) 権利確定数の見積もり方法
- (5) 未公開企業が評価単価として本源的価値を用いる場合は、
当該ストック・オプションの期末における本源的価値の合計額
各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日の本源的価値の合計額
- (6) 条件変更の内容
- (7) 自社株式オプション又は自社株式に対価性が無い場合...その旨及びそのように判断した根拠

会計基準・適用指針では、費用計上の他に、上記の情報の注記による開示を求めている。

連結財務諸表においては、親会社が付与したストック・オプションに限らず、連結子会社が付与したストック・オプションも注記の対象となる。持分法適用会社が付与したストック・オプションは対象外である。

7. 適用対象外の取引

新会計基準・適用指針は、自社株式ストック・オプションや自社株式を用いない取引には適用されない。例えば、業績連動型の賞与で計算根拠がストック・オプションと同様のものは、自社株式ストック・オプションではなく現金を対価として支払うものであるため、新会計基準・適用指針の対象外である。(ただし、報酬として費用計上する必要はある)。

自社株式オプションが財貨又はサービスの取得に当たらない取引にも適用されない。

会社がオーナー社長に対して新株予約権を有償(適正な時価)で発行し、オーナー社長が同額で当該新株予約権を役職員に譲渡する取引は、新会計基準・適用指針の適用対象外であり、新株予約権の有償(時価)による発行として会計処理を行う。

既存株主の持株割合に応じて新株予約権を割り当てる場合は、新会計基準・適用指針の適用対象外であり、費用計上は不要である。

敵対的買収防衛策として、合法的な方法(少なくとも買収者以外の株主に対しては持株割合に応じて平等に割り当てる必要がある)で新株予約権を割り当てた場合も、新会計基準・適用指針の対象外である。費用計上も不要である。しかし、ストック・オプションの費用計上を回避するため、買収防衛策と言いながら役職員のみを対象に新株予約権を付与した場合などは新会計基準・適用指針の適用を受け、費用計上することになるとと思われる(そもそもこのような取引は合法性の点で問題がある)。

8. 適用開始時期と影響

新会社法施行日(2006年5月)以後付与されるストック・オプションに適用
新会社法施行日前に付与されたストック・オプションでも、6の(2)は注記

新会計基準・適用指針は、新会社法施行日以後(2006年5月の予定)に付与されるストック・オプションに対して適用される。ストック・オプションを付与する株主総会決議が新会社法施行日前でも、付与したのが新会社法施行日以後なら適用対象となる。

それ以前に付与されたストック・オプション、即ち、現在既に付与されているストック・オプションは費用計上を求められない。ただし、「ストック・オプションの内容、規模及び変動状況」の注記は求められる。

当期純利益への影響(2004年8月試算)

全体 1.7%(東証1部 1.1%、東証2部 2.7%、新興市場 3.3%、その他 2.4%)

仮に、ストック・オプションに対して費用計上を求めた場合、当期純利益に対してどのような影響を与えるかを大和総研が2004年8月時点のデータで試算したところ、上記のような結果を得た。

全体的には当期純利益の1.7%減の影響に留まっているが、ストック・オプションを大量に付与していればそれだけ影響は大きくなる。新興市場が相対的に影響度合いが大きいのは、キャッシュが乏しいことや人材が流動的であることなどの理由からストック・オプションを活用している企業が多いことによるものと考えられる。